

## 信州健康エコ住宅助成金交付要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、環境や地域の特性を踏まえた良質な木造住宅の建設を促進し、県民の健康の増進、環境負荷の低減、県産木材の利用拡大、豊かな住環境の維持向上、住宅産業の活性化及び技術の向上並びに県内への移住の促進を図るため、木造住宅の新築に際し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産木材 信州木材認証製品センターが定める信州木材製品認証基準に基づき認証を受けた木材をいう。
- (2) 省エネ基準 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。別表第2において「省エネ基準省令」という。）第1条第1項第2号に規定する基準をいう。
- (3) 移住者 交付申請日の属する年度の前年度の4月1日から事業完了日までに県外から県内に移住した者をいう。
- (4) 中間時現場審査 屋根工事、断熱工事及び気密工事が概ね完了し、かつ、造作工事、内外装工事等により断熱工事及び気密工事に係る部分が覆われる前に行う現場審査をいう。
- (5) 完了時現場審査 すべての工事が完了したときに行う現場審査をいう。

### (助成対象者)

第3 助成金の交付の対象となる者は、別表第1に掲げる基本基準のすべてに適合する住宅を自ら居住するために県内において新築する者とする。

### (助成金の額)

第4 助成金の額は、300,000円とする。ただし、助成対象住宅が別表第1に掲げる選択基準のいずれかに適合するときは、適合する基準ごとにそれぞれ同表に掲げる額を加算できるものとする。

### (交付の申請)

第5 規則第3条に規定する申請書は、信州健康エコ住宅助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、別表第2のとおりとする。

3 交付申請書の提出時期は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところとする。

(1) 交付申請日の属する年度の3月31日までに事業が完了するもの 交付申請日の属する年度の4月15日から2月15日まで、かつ、中間時現場審査の実施を希望する日の14日前まで

(2) 交付申請日の属する年度の翌年度の4月1日から3月31日までに事業が完了するもの 交付申請日の属する年度の11月1日から3月15日まで、かつ、中間時現場審査の実施を希望する日の14日前まで

(交付の決定)

第6 知事は、助成金の交付の申請があったときは、書類審査及び中間時現場審査により助成金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をする。

(助成金交付の条件)

第7 次の各号に掲げる事項は、助成金の交付の条件とする。

(1) 助成金の額が変更となる設計変更、又は担当大工（別表第1の選択基準④を適用する場合における同基準の欄に掲げる者に限る。）、設計者若しくは工事監理者の変更をしようとするときは、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。

(2) 事業完了予定日の属する年度の3月31日までに事業が完了しないことが明らかになったときは、速やかに知事に取下げの申出をすること。

(3) 補助事業の遂行状況について知事から報告を求められたときは、速やかに報告をすること。

2 知事は、前項に掲げるもののほか、助成金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することがある。

(変更承認の申請)

第8 第7第1項第1号の規定による変更承認の申請は、信州健康エコ住宅助成金変更承認申請書（様式第3号）に關係書類を添えて提出して行うものとする。

2 前項に規定する關係書類は、第5第2項に定める交付の申請の關係書類のうち、変更に係る書類とする。

(取下げの申出)

第9 第7第1項第2号の規定による取下げの申出は、信州健康エコ住宅助成金取下申出書（様式第4号）を提出して行うものとする。

(実績報告)

第10 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、信州健康エコ住宅助成金実績報告書（様式第5号）によるものとする。

2 規則第12条第1項前段に規定する關係書類は、別表第3のとおりとする。

3 規則第12条第1項後段の規定による実績報告書は、信州健康エコ住宅助成金年度終了実績報告書（様式第7号）によるものとする。

4 規則第12条第1項に規定する補助事業が完了したときとは、助成対象住宅を新築する工事が完了し、かつ、補助事業者が当該住宅の所在地に住所を変更したときとする。

5 第1項の規定による実績報告書の提出時期は、事業完了日の属する年度の3月31日までとする。

(完了時現場審査の事前実施)

第11 補助事業者は、実績報告書の提出に先立って完了時現場審査を受けようとするときは、信州健康エコ住宅助成金完了時現場審査事前実施依頼書(様式第8号)を知事に提出するものとする。

(額の確定)

第12 知事は、実績報告があったときは、書類審査及び完了時現場審査により、交付すべき助成金の額を確定する。

(助成金の交付請求)

第13 補助事業者が助成金の交付を請求しようとするときは、助成金の額の確定後、信州健康エコ住宅助成金交付請求書(様式第9号)を知事に提出するものとする。

(書類の提出)

第14 規則及びこの要綱により知事に提出する書類の提出部数は正副2部とし、所轄建設事務所長を経由するものとする。

(補則)

第15 この要綱に定めるもののほか、助成金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年度の助成金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度の助成金から適用する。

(別表第1)(第3、第4、第7関係)

	基準	加算できる額
基本基準	1 一戸建ての住宅(店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のものを含む。)であること。 2 木造住宅であること。 3 住宅の用途に供する部分の床面積の合計が75平方メートル以上280平方メートル以下であること。 4 県内に主たる事務所を置く者が工事を請け負ったものであること。 5 一般向けの住宅見学会を実施したものであること。 6 住宅の用途に供する部分が省エネ基準に適合していること。	

	7 建築用材として県産木材を延べ面積1平方メートルあたり0.12立方メートル以上使用していること。 8 設計者及び工事監理者が、国土交通省が推進する住宅省エネ化推進体制強化事業における住宅省エネルギー設計技術者講習会を修了した者であること。	
選択基準	① 建築用材として県産木材を延べ面積1平方メートルあたり0.16立方メートル以上使用していること。	100,000円
	② CASBEE戸建評価員によるCASBEE-戸建(新築)の環境効率の評価がSランクであること。	100,000円
	③ ふるさと信州・環の住まい認定要綱(平成22年2月26日付け21住第451号通知。以下「環の住まい認定要綱」という。)第2の規定により、ふるさと信州・環の住まいの認定を受けていること。	100,000円
	④ 工事請負者の被雇用者である40歳未満かつ大工職経験年数10年未満の若手大工及びその指導者が担当大工として木工事一般を施工したものであること。	100,000円
	⑤ 補助事業者が移住者であること。	100,000円

(別表第2)(第5関係)

	交付の申請の関係書類	留意事項
基本基準	建築工事請負契約書の写し	
	設計図書	付近見取図、配置図、仕様書、仕上表、各階平面図及び二面以上の立面図のほか、省エネ基準に適合していることを示す断面図、詳細図、機器表等を基本とする。
	省エネ基準に適合していることを示す計算書	省エネ基準省令第1条第1項第2号イ(1)又は同号ロ(1)を適用する場合に限る。 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)の規定に基づく設計住宅性能評価書(断熱等性能等級が等級4であるものに限る。)の

		写しを添付する場合は省エネ基準省令第1条第1項第2号イの基準に係るもの、設計住宅性能評価書（一次エネルギー消費量等級が等級4又は等級5であるものに限る。）の写しを添付する場合は同号ロの基準に係るもの、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写しを添付する場合は同号イ及びロの基準に係るものの添付を省略することができる。
	設計者及び工事監理者の住宅省エネルギー設計技術者講習修了証の写し	賞状型又はカード型のいずれでも可。
選択基準	② CASBEE一戸建（新築）評価結果書	
	CASBEE 戸建評価員登録証又は同登録証明書の写し	
	③ 環の住まい認定要綱に基づく建築計画適合確認通知書の写し	
	④ 信州健康エコ住宅助成金担当大工に係る確認書（様式第2号）	
	担当大工の健康保険被保険者証その他の雇用関係を証する書類の写し	若手大工及びその指導者のものとする。
⑤ 住民票の写しの原本		発行後1ヶ月以内のものに限る。

（備考） 適用する基準に応じて、当該各欄に掲げる関係書類を添付すること。

（別表第3）（第10関係）

	実績報告の関係書類	留意事項
基本基準	信州健康エコ住宅助成金住宅見学会実施結果報告書（様式第6号）	

	住民票の写しの原本	発行後 1 ヶ月以内のものに限る。
	信州木材認証製品出荷証明書の写し	
	工事監理報告書の写し	
	完成した住宅の写真	外観及び内観とする。
	完了時現場審査事前実施結果通知書の写し	第 11 の規定により完了時現場審査を実績報告書の提出に先立って受けた場合に限る。
選択基準	③ 環の住まい認定要綱に基づく環の住まい認定書の写し	

(備考) 適用する基準に応じて、当該各欄に掲げる関係書類を添付すること。